

食安監発0331第5号
平成26年3月31日

各 都道府県知事
保健所設置市長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公印省略)

対米等輸出食肉認定施設の遵守事項等違反に対する通知及び報告について

対米、対カナダ及び対香港輸出食肉認定施設の遵守事項等違反に対する通知及び厚生労働省への報告については、「対米等輸出認定施設の遵守事項等違反に対する通知について」(平成22年3月23日付け食安監発0323第1号)及び「対米等輸出食肉認定施設における検査等の結果について」(平成23年3月31日付け食安監発0331第1号)により取り扱っているところです。

今般、当該通知における取扱いについて別添のとおり整理したので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

なお、施設に対する検証、指導等を実施する上で、違反の傾向を適切に把握する必要があるため、遵守事項等の違反が確認された場合には、全ての違反について施設へ通知するよう御留意願います。

(別添)

1 遵守事項等違反の分類

「対米等輸出認定施設の遵守事項等違反に対する通知について」（平成22年3月23日付け食安監発0323第1号）別紙1に基づく分類は、以下のとおりとする。

- (1) 製品又は製品に直接触れる面に汚染が確認され、不衛生な状態であると判断した場合、「衛生管理（SSOP又はCCP）」の違反に分類すること。
- (2) 製品又は製品に直接触れる面以外に汚染が確認され、不衛生な状態であると判断した場合、「施設」の違反に分類すること。
- (3) 1件の事象であっても複数の違反が含まれている場合にあっては、それぞれの項目に分類すること。

2 厚生労働省への報告

「対米等輸出食肉認定施設における検査等の結果について」（平成23年3月31日付け食安監発0331第1号）別紙の1.「認定要綱別添3の第4の3に基づき施設に通知した文書の発行件数」の計上方法については、以下のとおりとする。

- (1) 作業前点検及び作業中点検において確認された違反は1枚にまとめて施設に通知することが可能であるが、厚生労働省へ報告する文書の発行件数は、作業前点検、作業中点検で各1件ずつ計上すること。
- (2) 1回の点検において、同一の分類項目に複数の違反が分類された場合にあっては、まとめて1件と計上すること。